

災害対策樹立に関する調査

[議事録 2/2]

・地方公共団体における消防防災体制の在り方

吉川沙織君

先ほど冒頭お伺いしましたとおり、防災行政無線は、テレビが使えない場合、住民への避難を呼びかける本当に大事な手段の一つであることに間違ひありません。防災行政無線は、これも国の方針で、期限は定められていませんが、デジタル化することとされています。



これも課題の一つですが、まずその整備率が問題であると思います。東日本大震災などで発せられた津波警報、そして今朝ほどもありましたが、ミサイル発射等の武力攻撃事態においては、 국민に正しい情報をいかに早く伝えるか、これが極めて重要となります。同報系防災行政無線の最新の整備率について伺います。

政府参考人(室田哲男君)

全国の防災行政無線の整備率につきましては、平成25年3月末現在、78.3%となってございます。

吉川沙織君

最新の整備率、25年3月末現在で78.3%と、こうお答えをいただきました。その一年前はどうであったかと申しますと、76.6%、まだまだ大体25%のところが整備がされていない。これは公の資料として出ています。

もう一つ、これは毎年伺ってまいりましたけれども、市町村合併が行われた形での今はこれ整備率です。これ、市町村合併前の市町村数に置き換えた場合、A市とB市が合併をして、A市は整備済み団体でB市は整備済み団体でなかったとします。でも、これが合併することによって、B市にはなかったけれどもA市に整備済みだったからといって、その効果によって整備率が見かけ上、上がっているということもございます。ですから、この市町村合併の効果を抜いた形の防災行政無線の最新の整備率について教えてください。

政府参考人(室田哲男君)

多くの市町村合併が行われる前の平成16年3月末での市町村数、これ3,155市町村でございますが、これを基に25年3月末時点の整備率を個別に確認し、改めて整備率を算出いたしますと、整備率は74.4%とな

っておりまして、平成 16 年 3 月末の整備率 67.8% より 6.6% 増加しているという状況でございます。

吉川沙織君

今、16 年 3 月末、これは市町村合併が行われる前の整備率をおっしゃっていました。25 年 3 月末だと市町村合併効果を抜いた率は 74.4%、こういう御答弁も併せて伺いました。ただ、その一年前に確認したとき、24 年 3 月末現在の市町村合併効果を抜いた整備率は 73.4%、これも別の委員会ですけれども答弁をいただいています。



つまり、この一年の間で 1% しか実質の防災行政無線の整備率は上がっていません。つまり、これ、75% に届かないということは、地方公共団体の 4 つに 1 つの割合で緊急時の情報を伝える手段がないということになりますが、これについていかがお考えですか。

政府参考人(室田哲男君)



おっしゃるとおり、今 4 分の 1 強の市町村で防災行政無線が整備されていない状況でございますので、消防庁といしましては、これをできるだけ整備率を上げていきたいということで、今特に緊急防災・減災事業債という非常に有利な起債がございますので、これを活用してできる限り早期に整備するよう働きかけているところでございますし、また未整備の間、これで住民に情報が伝達されないという事態は招かないよう、先ほど申し上げましたように、緊急速報メール等々、他の伝達手段を組み合わせて伝達するように助言等を行っているところでございます。

吉川沙織君

今地方財政は厳しい折ですから、有利な起債ができるといったとしても借金をしづらい状況ですから、ここは国としてもできることはやっていかなければいけないという思いであります。

津波警報や緊急地震速報、ミサイル発射情報などは J アラートによって全国の自治体に伝達され、同報系防災行政無線を受信したものを自動起動して、防災行政無線によって瞬時に国民の皆様に届くという、こういうシステムになっています。自動起動が未整備の団体においては、情報の伝達にどうしてもロスが生じますし、場合によっては誰かが指令台にずっと張り付いていかなければなりません。自治体における J アラートの整備状況と自動起動の整備状況について伺います。

政府参考人(室田哲男君)

Jアラートの自動起動機の整備率につきましては、今年度末に93.2%、来年度の26年度末に99.7%となる見込みでございます。

ここで残っております未整備の団体、6団体につきましては、これは防災行政無線の整備と併せてJアラート自動起動機の整備を予定している団体でございますけれども、27年度末には全ての市町村で整備が完了する見込みでございます。

吉川沙織君

自動起動については来年度末を目指としてほぼ全ての地方団体でできるということでしたが、防災行政無線はまだ25%ぐらいの団体で整備ができていない。そうなると、瞬時に情報を伝えることができません。

これは前回の委員会でも指摘をさせていただきましたけれども、最近も夜間に四国の沖の方で地震がありました。今朝も2時過ぎに北朝鮮から中距離弾道ミサイルが発射されました。Jアラートからの受信を瞬時に受信したとしても、防災行政無線を自動起動して情報伝達が行われなければ、数10秒で国民の皆様に緊急を要する情報が届かないということになります。



今も申し上げましたが、自動起動とその先の防災行政無線がない団体に関しては、誰かが24時間そこにいなければ情報を伝達することができません。この運用状況についてどうなっていますでしょうか。

政府参考人(室田哲男君)



まず、自動起動を整備したところで、確かに防災行政無線につないでいるところが非常に多うございますけれども、このほか、緊急速報メールでありますとか、あるいはCATVでありますとか、コミュニティーフィルムでありますとか、そういうものを自動起動させるという団体もございますけれども、複数の手段につないでいるところもございます。

今自動起動ができない団体につきましては、先生御指摘のとおり、職員による手動対応ということになりますので、例えば職員等による宿日直、あるいは災害が予想される場合には待機をする、あるいは緊急参集をすることによってできる限り迅速な情報伝達を図っているということになりますけれども、極めて緊急を要する事態におきましては、手動対応の場合、時間的ないまがない中で人為的なミス等の懸念がないかとか、あるいは市町村の緊急参集体制で迅速な対応ができる

かといった問題もあることから、地方公共団体と連携し、J アラート自動起動機の全市町村における整備を速やかに図ってまいりたいというふうに考えております。

吉川沙織君

そこで、今御答弁にもありましたとおり、課題の一つとなりますのが、昨年 11 月 13 日のこの委員会でも指摘をさせていただいた地方公共団体における防災体制になります。



地域防災計画の策定においても、避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定等においても、また実際の災害対応においても、意識や知識の問題だけでなく人手の問題があるのではないかということを申し上げてきました。まずは市町村の防災体制の現状がどうなっているのか、これを把握する必要性についてこれまで国会の場で 3 回お伺いしてまいりました。

昨年 11 月のこの当委員会における政府側の答弁は「現在調査中でございます。」、こういう御答弁でありますか、調査結果、教えていただけますでしょうか。

政府参考人(日原洋文君)



消防庁におきまして、地方公共団体における総合的な危機管理体制に関する調査という調査を行っていただきまして、それによりますと、まず危機管理専門幹部、いわゆる危機管理監とか防災局長とか防災担当理事とか、何かそういう部局長クラスの組織を設けているものが、都道府県及び指定都市においては 100% 設置しておりますけれども、一般市におきましては 29% の設置にとどまってあるところでございます。

また、危機管理担当部署の組織規模につきまして、都道府県、指定都市、中核市、特例市、特別区などにおきましては 90% 以上が課あるいは室のレベルで設置されているのに対しまして、町村におきましては部署としては設置せず、兼任職員を配置されている団体が町では 36%、村におきましては 63% となっている状況にございまして、小さい市町村におきましてはやはり体制が不備であるという状況にございます。

ただ、いずれにいたしましても、限られた人的資源の中で防災力を強化するということでございますので、それぞれの自治体で努力していただくと同時に、発災時に自治体間の連携において対応していくことも大変重

要であると認識しております。

一昨年6月の災害対策基本法の改正におきまして、公共団体間の相互応援業務の充実強化に関する規定を盛り込んだほか、必要に応じて国や都道府県職員による応援も行うこととしたところでございます。また、研修につきましても充実するということで、今年度から地方公共団体の職員に対します研修を実施しているほか、市町村長に向けます研修につきましても消防庁と一体となって進めているところでございます。

吉川沙織君

本当はもっと今の答弁に対してやり取りをさせていただきたいんですが、大臣に最後に一つ伺いたいと思います。

今月3月11日、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン検討会で、これ私も、平成17年に策定されたものは今の災害の対応に合っていないから見直しをすべきであるということを申し上げてまいりました。その結果、3月11日にその素案が示されました。これを策定して、市町村がそれに倣いながら様々な取組をすることによって、例えば避難勧告等の具体的な発令基準が未策定の団体はまだ残念ながら多く残されています。これは確実に進む、こういうことについて一言いただけますでしょうか。



国務大臣(古屋圭司君)



御指摘のように、いわゆるマニュアルは平成17年ですね。それで、今改定作業を進めていまして、これはやはり過去の災害の教訓、いろんな要望とか、それから実際にうまく機能しなかった部分がございますので、そういうものを精査をして、今、最終的には4月の初旬には正式に発表してお示しをしたいというふうに思っています。

今回はある意味でフルモデルチェンジになると思います。

不断の見直しをいつもしていく、マイナーチェンジをやるんですけれども、フルモデルチェンジ。その中のまざ大きな点は、やっぱり避難勧告等の判断基準を分かりやすくするということとともに、やっぱり市町村が発令をする避難勧告は空振りを恐れないという考え方、これを徹底をしていきたいというふうに思っております。

こういったガイドラインをしっかり市町村に周知徹底をして、それに基づいて訓練を含めて対応していただくということが極めて重要だというふうに思っています。

吉川沙織君

同時に、避難勧告や避難行動に対する啓発活動についても実施されていくというこういう報道に触れてありますので、是非それも併せてやっていただければと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。